仕様書

吉賀町公園施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

- 1 運営方針
 - 指定管理者は管理運営をするにあたり、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1)地方自治法、吉賀町公園条例及び吉賀町真田ポケットパーク市場条例、吉賀町水源会館条例(以下 「条例」という。)をはじめ募集要項・関係法規の遵守に掲げる法令の内容を十分に理解し、各施設 の設置理念に基づいた管理運営を行うこと。
 - (2)公の施設であることを念頭におき、特定の個人や団体に有利または不利になる取り扱いをしないこ と。
 - (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減及び省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発 生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
 - (4) アンケート等を実施し、利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。
 - (5) 個人情報の適切な管理を行うこと
 - (6) 吉賀町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- 2 管理の基準
 - (1) 主な管理業務内容

施設名	
深谷公園	▶建物等に関すること
	〇施設点検、管理 定期
	・屋外トイレ
	清掃 1回/2日 (3~11月(9ヶ月))
	点検 トイレットペーパーの補充、蛍光灯の交換等
	・低木、枝切り、枯れ木、倒木の整備
	トイレ周辺の公園、駐車場及び東屋、旧キャンプ場の草刈り、
	空地、散策路
	・草刈 トイレ周辺の公園、駐車場及び東屋、旧キャンプ場、空地
	8回/年
	・浄化槽維持管理(点検・汚泥抜き取り・法定検査):外部委託可能
	〇簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	 ○その他 >団体に関すること
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
みろく公園	○この心 >建物等に関すること
	○施設点検、管理 定期(清掃時)
	・草刈 8回/年
	・低木等の伐採
	・その他
	〇設備点検、保守 定期(清掃時)
	○簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	○その他
	▶事業に関すること
	〇自主事業
	・公園内の街灯は桜のシーズン2週間ほど点灯 電気料にて費用計上
	▶団体に関すること
	○その他

正国公園	▶建物等に関すること
	〇施設点検、管理 定期
	〇設備点検、保守 定期
	・低木等の伐採
	〇簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	○その他
	▶事業に関すること
	▶団体に関すること
	〇関係法令等
	○その他
真田ポケッ	▶建物等に関すること
トパーク	〇施設点検、管理 定期
	・トイレ管理
	清掃 1回/2日
	点検 トイレットペーパーの補充、蛍光灯の交換等
	・草刈 8/年
	・低木等の伐採
	・その他
	〇設備点検、保守 定期
	・浄化槽維持管理(点検・汚泥抜き取り・法定検査):外部委託可能
	・その他
	〇簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	○同勿なじ信・相じ(工事員・○万川木洞) ○その他
	→事業に関すること
	▶団体に関すること
水源公園	▶建物等に関すること
	〇施設点検、管理 定期
	〇設備点検、保守一定期
	・池清掃 1回/年
	・菖蒲池 1回/年
	・清掃 随時
	・低木等の伐採
	・公園内の花、木の育成管理 随時
	〇簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	○その他
	▶事業に関すること
	▶団体に関すること
	〇関係法令等
	○その他
水源会館	▶建物等に関すること
	〇施設点検、管理 定期(開館時)、随時(閉館時)
	・屋外トイレ
	清掃 1回/日
	点検・トイレットペーパーの補充、蛍光灯の交換等
	・草刈
	・低木等の伐採
	・その他

〇設備点検、保守 定期(開館時)
・浄化槽維持管理(点検・汚泥抜き取り・法定検査):外部委託可能
・その他
○簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
○その他
▶事業に関すること
・受付 3月から11月(9ヶ月)まで開館(定休日:火曜日)
開館時間9時から16時30分
1 名職員を配置し、入場・受付案内を行う
・その他
○その他
▶団体に関すること
○関係法令等 消防法、建築基準法 他
○その他

(2)保守管理契約及びリース契約等について 各施設ごとに明記したもの以外に CATV 利用料等がある。

 (3)備品の管理 指定管理者は、施設内にある備品を保管・整理し、購入及び廃棄等の異動については町に報告する。
 (4)再委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

- 3 管理の体制 緊急時に備えて安全管理体制を整えること。
- 4 業務の内容
 - (1)施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2)利用料に係る業務
 - 条例に基づき、利用料の額を設定し、事業計画及び収支予算の算定基礎とすること。
 - ア利用料の収受

利用料を収受すること。指定管理者が必要と認めた場合は、後納の取り扱いも可能である。な お、利用料は指定管理者の収入となる。

- イ 利用料の減免 指定管理者は、条例に基づき、利用料の減免をすることができる。なお、減免で生じる減収に かかる補填は行わないものとする。
- 5管理の範囲

別紙に示す範囲はあくまでも概略図であり、現地と設備の配置等が異なることがあるため注意すること。

6 その他

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義 が生じたときは、町と協議し決定する。